

豊丘村農業肥料等高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油や原材料価格の高騰に伴い影響を受けた、村内農業者の負担軽減と経営の安定化を図るために支援金を交付することについて、豊丘村補助金等交付規則（平成2年豊丘村規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 支援金申請時において、村内で農業を営んでおり、かつ、今後も引き続き村内で農業を継続する意思があること。
- (2) 法人にあっては、村内に本店又は事務所を有し、個人にあっては村内に住所を有していること。
- (3) 申請する農業者が自ら農業経営に使用する肥料及び農薬等であって、令和3年所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書若しくは令和4年3月31日以前に終了した最新の事業年度決算書における肥料費及び農薬衛生費の合計金額（以下「交付基準額」という。）が、5万円以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成金の交付対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員がその事業活動に関与している者
- (2) 法令及び公序良俗に反する事業を行う者
- (3) 村税等に滞納がある者
- (4) その他村長が適当でないと認める者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、前条第1項第3号の規定により算出した交付基準額に10分の1を乗じて得た額とする。ただし、令和4年に新規就農した者においては、令和4年中に購入した肥料費及び農薬衛生費の合計金額を1.4で除した額に10分の1を乗じて得た額とする。

2 前項により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第 4 条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、豊丘村農業肥料等高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、令和 4 年に新規就農した申請者は、豊丘村農業肥料等高騰対策支援金交付申請書兼請求書(令和 4 年新規就農者用)(様式第 2 号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 令和 3 年所得税確定申告に係る収支内訳書若しくは青色申告決算書の写し又は令和 4 年 3 月 31 日以前に終了した最新の事業年度決算書の写し(肥料費及び農薬衛生費の確認ができるもの)
- (2) 令和 4 年に新規就農した者は、令和 4 年中に購入した肥料及び農薬等の支払金額が確認できるもの
- (3) その他村長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第 5 条 村長は前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容について審査し、交付すべきものと認めたときは、豊丘村農業肥料等高騰対策支援金交付決定通知書兼確定通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

(支払)

第 6 条 村長は、請求書の内容を確認のうえ適当と認めたときは、速やかに申請者が指定する口座に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 7 条 村長は、虚偽の申請その他不正な行為により支援金の交付決定を受けた者がある場合は、当該交付決定を取り消すとともに、既に支援金の支払を完了しているときは、その者に対して、当該支援金の額の全部又は一部に相当する金額の返還を請求することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

豊丘村農業肥料等高騰対策支援金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

豊丘村長様

（申請者）

住 所：豊丘村

申請者名： 印

連絡先：

豊丘村農業肥料等高騰対策支援金の交付を受けたいので、豊丘村農業肥料等高騰対策支援金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。また、交付決定を受けた場合は、当該交付金を請求します。なお、裏面の誓約事項について誓約するとともに、裏面の同意事項について同意します。

記

1 交付申請額・請求額

| | |
|---|-----------|
| ① 所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書若しくは令和4年3月31日以前に終了した最新の事業年度決算書における肥料費 | 円 |
| ② 所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書若しくは令和4年3月31日以前に終了した最新の事業年度決算書における農薬衛生費 | 円 |
| ③ 肥料費と農薬衛生費の合計金額（①＋②） ※5万円以上であること | 円 |
| ④ 交付申請額・請求額（③×1/10） ※千円未満切り捨て | , 0 0 0 円 |

2 振込先口座

| | | | | | | | |
|-----------|--|--------------|--|--|--|--|--|
| 金融機関名 | | 金融機関コード(4ケタ) | | | | | |
| 支店名 | | 支店コード(3ケタ) | | | | | |
| 預金種目 | | | | | | | |
| 口座番号(7ケタ) | | | | | | | |
| 口座名義人 | | | | | | | |
| 口座名義人(カナ) | | | | | | | |

※口座名義は、申請者と同一の名義としてください。

3 添付書類

- 令和3年所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書の写し若しくは令和4年3月31日以前に終了した最新の事業年度決算書の写し

4 誓約事項

- 申請内容及び添付書類に虚偽・不正はありません。
- 村税等を滞納していません。
- 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有するものではありません。
- 今後も継続して、村内で農業を継続する意思があります。

5 同意事項

- 支援金の交付を行うため、必要に応じ豊丘村が行う聴取等に応じること。
- 支援金の交付後、交付要件を満たしていないことが判明した場合、または不正が発覚した場合は、支援金の返還を行うこと。
- 村税等の納付状況について、豊丘村が必要な税関係情報の記録を調査すること。
- 豊丘村から、申請書類の内容に関して調査や報告、関係書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じること。

様式第2号（第4条関係）

豊丘村農業肥料等高騰対策支援金交付申請書兼請求書
（令和4年新規就農者用）

令和 年 月 日

豊丘村長様

（申請者）

住 所：豊丘村

申請者名： 印

連絡先：

豊丘村農業肥料等高騰対策支援金の交付を受けたいので、豊丘村農業肥料等高騰対策支援金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。また、交付決定を受けた場合は、当該交付金を請求します。なお、裏面の誓約事項について誓約するとともに、裏面の同意事項について同意します。

記

1 交付申請額・請求額

| | |
|--|-----------|
| ①令和4年中に購入した肥料費 | 円 |
| ②令和4年中に購入した農薬衛生費 | 円 |
| ③肥料費と農薬衛生費の合計金額（①+②） | 円 |
| ④肥料費と農薬衛生費の合計金額を1.4で除した金額（③/1.4） ※5万円以上であること | 円 |
| ⑤交付申請額・請求額（④×1/10） ※千円未満切り捨て | , 0 0 0 円 |

2 振込先口座

| | | | | | | | |
|-----------|--|--------------|--|--|--|--|--|
| 金融機関名 | | 金融機関コード(4ケタ) | | | | | |
| 支店名 | | 支店コード(3ケタ) | | | | | |
| 預金種目 | | | | | | | |
| 口座番号(7ケタ) | | | | | | | |
| 口座名義人 | | | | | | | |
| 口座名義人(カナ) | | | | | | | |

※口座名義は、申請者と同一の名義としてください。

3 添付書類

- 令和4年中に購入した肥料費及び農薬衛生費の支払金額が確認できる領収書等の写し

4 誓約事項

- 申請内容及び添付書類に虚偽・不正はありません。
- 村税等を滞納していません。
- 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有するものではありません。
- 今後も継続して、村内で農業を継続する意思があります。

5 同意事項

- 支援金の交付を行うため、必要に応じ豊丘村が行う聴取等に応じること。
- 支援金の交付後、交付要件を満たしていないことが判明した場合、または不正が発覚した場合は、支援金の返還を行うこと。
- 村税等の納付状況について、豊丘村が必要な税関係情報の記録を調査すること。
- 豊丘村から、申請書類の内容に関して調査や報告、関係書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じること。

様式第3号（第5条関係）

豊丘村農業肥料等高騰対策支援金交付決定通知書兼確定通知書

第 号

令和 年 月 日

（申請者名） 様

豊丘村長 下平喜隆

令和 年 月 日付で交付申請のありました豊丘村農業肥料等高騰対策支援金交付申請について、下記のとおり交付することに決定及び確定したので通知します。

記

| | |
|----------------|---|
| 1. 支援金の名称 | 豊丘村農業肥料等高騰対策支援金 |
| 2. 対象経費及びその内容等 | 上記補助金交付申請書及び申請に係る書類のとおり |
| 3. 支援金の額 | 円 |
| 4. 交付条件 | <ul style="list-style-type: none">・申請者は、補助金交付要綱に従うこと。・上記のほか、申請内容等に変更等が生じた場合は、速やかに村長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。 |